

実施スケジュール

実施事業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1-1 JR常磐線の利便性向上 ●龍ヶ崎市単独による要望活動の実施 ●市加盟団体による要望活動等 ●鉄道利用安全性向上の支援		要望活動・街頭キャンペーンの実施				
1-2 広域的な地域幹線路線バスの安定的な運行と新たな路線の検討 ●広域的な地域公共交通の確保・維持補助事業 ●広域路線バスの検討及び実証運行			安全施設の整備	確保・維持補助事業		
2-1 昼間割引運賃制度の拡大及び路線バス・関東鉄道電ヶ崎線の通学割引等の検討 ●路線バス昼間割引運賃制度の拡大 ●路線バス及び関東鉄道電ヶ崎線での通学者支援			昼間割引拡大の検討		通学者支援の検討	
2-2 コミュニティバス乗継券及び1日乗車券の導入 ●コミュニティバス乗継券の発行 ●コミュニティバス1日乗車券の導入	乗継券・1日乗車券の発行検討			乗継券・1日乗車券の運用開始		
2-3 コミュニティバスの割引制度の充実 ●コミュニティバス通学定期券の導入 ●高齢者向け市内公共交通共通定期券（おたうじゃバス） ●運転免許自主返納支援事業 ●ランドセルチケット	学生定期券の発行検討		各制度の検討・準備	学生定期券運用開始		
3-1 コミュニティバス運行計画（ルート、ダイヤ）の見直し	運行計画の策定			新計画での運行開始		
4-1 交通手段の連携強化と交通結節点の充実 ●交通手段の連携 ●深夜バス（JR常磐線佐真駅～関東鉄道電ヶ崎駅線）の実証運行及び検証 ●関東鉄道電ヶ崎駅の待合機能の充実			待合機能検討・準備	交通手段の連携	深夜バスの検証	待合機能運用開始
5-1 道の駅へのシャトルバスの運行	シャトルバス検討・準備			シャトルバス運行開始		
5-2 新都市拠点地区などへのバスターミナルの設置の検討			バスターミナルの検討			
6-1 乗合タクシーの充実 ●乗合タクシーのPR活動 ●運行内容の充実			PR活動の実施、運行内容の検討			
6-2 バスロケーションシステム導入など分かりやすい運行情報の提供 ●バスロケーションシステムの導入 ●地域公共交通ガイドの作成・配布 ●案内誘導サインの整備			バスロケーションシステム導入の検討	ガイド等の検討・準備	ガイドの作成・配布	案内誘導サインの整備・検討
6-3 路線バスICカード導入	ICカード導入準備			ICカード運用開始		
6-4 バリアフリーの推進 ●ノンステップバス導入事業費補助 ●コミュニティバスへのノンステップバス導入		導入補助実施、コミュニティバスへの導入検討				
6-5 駐輪場の整備 ●駐輪場の環境整備 ●新たな駐輪場の整備 ●サイクルトレインの実施			整備手法の検討	整備手法の検討	検討を踏まえ実施	
6-6 バス停留所施設的环境改善 ●バス停留所の上屋及びベンチの設置 ●既存のバス停留所の修繕			上屋ベンチ設置の検討・準備	順次実施		既存のバス停留所の修繕
6-7 関東鉄道電ヶ崎線安全設備の整備			補助金交付			
6-8 コミュニティバス車両の更新	車両の検討・準備			運行開始		
7-1 サポーター制度の構築及び団体・組織と連携した地域公共交通活性化事業の実施 ●地域公共交通のサポーター組織設立に向けた準備・支援 ●地域公共交通活性化事業の実施			組織設立の検討・準備及び活動実施、活性化事業の実施			
7-2 モビリティ・マネジメントの実施			モビリティ・マネジメントの実施			
7-3 ノーマイカーデーの促進 ●「ノーマイカーデー龍ヶ崎」の実施 ●市職員による「エコ通勤」の取組み			事業の検討・準備		順次実施	

龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画 概要版

計画策定の背景

現在、本市の地域公共交通は、JR常磐線、関東鉄道電ヶ崎線、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー等が運行しており、市民の足として利用されています。

しかしながら、自家用車利用への高度依存や少子高齢化がもたらす通勤・通学利用者の減少などにより、安定的な運行を旨とする地域公共交通サービスの安定的提供が非常に厳しくなっています。

一方、社会の高齢化が進む中で自家用車の利用が出来ない方々が増えつつあることや、環境対策面からの過度な自家用車利用の抑制など、持続可能な都市経営における地域公共交通の重要性は、今後、ますます大きくなると言えます。

このような状況の下、本市においては、都市交通に関する基本的な方針や将来の都市交通のあり方について平成14年に策定した『龍ヶ崎市都市交通マスタープラン』と、既存の地域公共交通の有効利用や新たな地域公共交通体系の構築を目的に平成23年に策定した『龍ヶ崎市地域公共交通総合連携計画』に基づき、地域公共交通の維持・活性化のため、各種事業に取り組んできましたが、いずれも計画年次が平成28年度で満了となります。

国においては、平成25年12月に「交通政策基本法」が成立し、平成26年11月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正が行われ、人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上のために地方公共団体が中心となって、関係者との合意の下、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通を形成することの重要性が示されました。

こうしたことから、計画期間満了となる2つの交通計画を整理するとともに市民の移動特性やニーズを把握し、まちづくりと一体となった地域にとって望ましい地域公共交通網の実現に向け、本市の新たな交通計画として『龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画（以下、本計画という）』を策定するものです。

計画の対象区域と期間

【計画区域】 龍ヶ崎市全域

【計画期間】 平成29年度～令和4年12月

■本計画と上位計画の計画期間

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふるさと龍ヶ崎戦略プラン (H24～H28)						第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン (H29～R4.12)					
地域公共交通総合連携計画 (H23～H28)						本計画 (H29～R4.12)					

◆問合せ

龍ヶ崎市 都市整備部 都市計画課 交通政策グループ

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

TEL : 0297-64-1111 (内線) 466、467

FAX : 0297-60-1588

e-mail : toshikei@city.ryugasaki.lg.jp



龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画の基本的な方針

基本理念

人とまちを元気にする
持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

基本方針

- 基本方針1 市域内外の連携を支える地域公共交通
- 基本方針2 まちづくりと一体となった地域公共交通
- 基本方針3 利便性の高い、安全・安心な地域公共交通
- 基本方針4 市民と協働で支える持続可能な地域公共交通

計画の目標

基本方針	計画目標	評価指標	現況値	目標値 (令和4年12月)
市域内外の連携を支える地域公共交通	暮らしを支える地域公共交通網の構築	①地域公共交通利用者数	1,228,425人 (平成27年度)	1,281,000人
		②地域公共交通に対する市民の満足度	24.3% (平成26年度)	38%
まちづくりと一体となった地域公共交通	地域公共交通の充実及び接続性強化による円滑な移動の実現	③コミュニティバスのカバー圏域	36.1% (平成28年度)	現状よりも拡大
		④道の駅への地域公共交通の整備	0系統 (平成28年度)	1系統
利便性の高い、安全・安心な地域公共交通	ニーズを踏まえた地域公共交通ネットワークの構築	⑤バスのバリアフリー化率	47.5% (平成28年10月)	70.0%
		⑥高齢者公共交通共通定期券(おたっしゅパス)の販売件数	201件 (平成27年度)	320件
市民と協働で支える持続可能な地域公共交通	地域公共交通への市民の理解や関心を高める取組みの推進	⑦地域公共交通利用促進事業実施回数	6回 (平成27年度)	48回 (計画期間の合計)
		⑧地域公共交通利用の来訪者数	6,972人/3日 (平成26年度)	48,000人 (計画期間の合計)

事業の評価・検証

本計画の実施にあたっては、役割分担を行いながら、市民・地域公共交通事業者・行政が連携し、一体となって総合的に取り組むための体制づくりを進めていきます。

さらに、「龍ヶ崎市地域公共交通協議会」を継続的に運営し、評価指標の達成状況だけでなく、地域公共交通の利用状況など各実施事業の成果も把握しながら、PDCAサイクルを繰り返すことで着実に推進していきます。

計画期間の最終年度(令和4年度)には、計画全体の評価・検証を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うなど次期計画の策定を検討します。

目標を達成するための実施事業

【施策1】広域的な地域公共交通ネットワークを構築し多様な生活交通を確保

- 1-1 JR常磐線の利便性向上
(実施主体: JR東日本株式会社、茨城県常磐線整備促進期成同盟会等、龍ヶ崎市)
- 1-2 広域的な地域幹線路線バスの安定的な運行と新たな路線の検討
(実施主体: 茨城県、県南地域公共交通確保対策協議会、関係市町村、路線バス運行事業者、龍ヶ崎市)

【施策2】交通利用環境の充実

- 2-1 昼間割引運賃制度の拡大及び路線バス・関東鉄道竜ヶ崎線の通学割引等の検討
(実施主体: 路線バス運行事業者、関東鉄道株式会社、龍ヶ崎市)
- 2-2 コミュニティバス乗継券及び1日乗車券の導入
(実施主体: コミュニティバス運行事業者、龍ヶ崎市)
- 2-3 コミュニティバスの割引制度の充実 (実施主体: 地域公共交通運行事業者、龍ヶ崎市)

【施策3】コミュニティバスの見直し

- 3-1 コミュニティバス運行計画(ルート、ダイヤ)の見直し
(実施主体: コミュニティバス運行事業者、龍ヶ崎市)

【施策4】交通結節点における連携強化

- 4-1 交通手段の連携強化と交通結節点の充実
(実施主体: 地域公共交通運行事業者、関東鉄道株式会社、龍ヶ崎市)

【施策5】まちづくりの特色を活かした地域公共交通ネットワークの構築

- 5-1 道の駅へのシャトルバスの運行 (実施主体: 地域公共交通運行事業者、龍ヶ崎市)
- 5-2 新都市拠点地区などへのバスターミナルの設置の検討
(実施主体: 地域公共交通運行事業者、開発事業者、龍ヶ崎市)

【施策6】誰もが移動しやすい地域公共交通の実現

- 6-1 乗合タクシーの充実 (実施主体: 乗合タクシー運行事業者、龍ヶ崎市)
- 6-2 バスロケーションシステム導入など分かりやすい運行情報の提供
(実施主体: 地域公共交通運行事業者、関係機関、龍ヶ崎市)
- 6-3 路線バスICカード導入 (実施主体: 関東鉄道株式会社)
- 6-4 バリアフリーの推進 (実施主体: バス運行事業者、国、茨城県、龍ヶ崎市)
- 6-5 駐輪場の整備 (実施主体: 関東鉄道株式会社、龍ヶ崎市)
- 6-6 バス停留所施設の環境改善 (実施主体: 龍ヶ崎市)
- 6-7 関東鉄道竜ヶ崎線安全設備の整備 (実施主体: 関東鉄道株式会社、茨城県、龍ヶ崎市)
- 6-8 コミュニティバス車両の更新 (実施主体: コミュニティバス運行事業者、龍ヶ崎市)

【施策7】多様な主体で支える仕組みづくりと意識の醸成

- 7-1 サポーター制度の構築及び団体・組織と連携した地域公共交通活性化事業の実施
(実施主体: 関係機関、団体等、龍ヶ崎市)
- 7-2 モビリティ・マネジメントの実施 (実施主体: 地域公共交通運行事業者、小学校等、龍ヶ崎市)
- 7-3 ノーマイカーデーの促進 (実施主体: 市内の企業・団体等、龍ヶ崎市)